

社労士による労務セミナーおよび個別相談会

働き方改革は

参加無料

働かせ方改革

少子高齢化による生産年齢人口減少という構造的な問題を克服し、企業の持続的成長を可能にする「鍵」が働き方改革です。来年(2019年)の4月にも施行される改正もあり、猶予は僅か。本セミナーでは関連法案改正のポイントをお伝えするとともに、予想される実務対応を解説してまいります。

人事労務担当者が、知らないでは済まされない今おさえておくべき実務ポイントを、労務管理の専門家である社会保険労務士がわかりやすく解説します。この機会にぜひご参加ください。

■ 労務セミナー 定員50名

日時 平成30年**11月13日(火)**
午後1時30分～3時00分

場所 松本商工会議所 3階会議室

講師 長野県社会保険労務士会
中信支部所属社会保険労務士

主な内容

- 残業時間の上限規制
- 36協定締結時の留意点
- 年次有給休暇の取得義務化
- 勤務間インターバル制度
- 同一労働同一賃金など

■ 個別相談会 定員20名

日時 平成30年**11月13日(火)** 午後3時～

労務管理セミナー終了後、申込順に実施いたします。

中信支部・社会保険労務士が
様々な疑問にお応えします

相談内容

- 賃金制度
 - 就業規則
 - 人事制度
 - 労働問題
 - 社会保険
 - 労働保険
- 等 なんでもご相談ください。

【お申込方法】 裏面申込用紙にて**11月9日(金)**までに**FAX**又は**メール**にて
お申し込みください。 申込書は当所ホームページからもダウンロードできます

お問い合わせ

松本商工会議所 中小企業振興部 松本市中央1-23-1
TEL:0263-32-5350 FAX:0263-32-1482 (担当:福島)
[URL] <https://www.mcci.jp> [Eメール] soudan@mcci.or.jp

★社会保険労務士は、労働基準法や労働契約法の労働社会保険諸法令をはじめ、労働判例等に精通する「労務管理の専門家」で、企業の実態に合った労働契約や、就業規則の作成・変更を行います。